

都市、郡および区番号の指定基準について

昭和 55 年 10 月 25 日制定
平成 15 年 10 月 15 日最終改正

アワード規約別表 2、別表 3 および別表 4 の都市番号、郡番号および区番号は、下記の基準により指定するものとする。

記

1. 都市、郡および区が新たに設置された場合は、新番号を指定する。
2. 都市、郡および区がその境界を変更し、かつ、名称の変更がない場合は、番号はそのままとする。
3. 都市、郡および区の名称が変更され、かつ、境界の変更がある場合は新番号を指定する。なお、境界の変更がない場合は、番号はそのままとする。
4. 合併（合体および編入を言う。）によって都市、郡および区が廃止された場合、その番号は消滅番号とする。ただし、新市郡区名が廃止前の一方の名称と変わらないときは、番号はそのままとする。
5. 都市または郡の新番号指定にあたっては、官報の告示順とする。
6. 区の新番号指定にあたっては、当該自治体条例等の記載順とする。